

令和7年度

今別町簡易水道事業

『水質検査計画』

今 別 町

水質検査計画とは

私たちが毎日飲む水道水は、水道法で定めた水質基準に適合した「安全で安心した良質な水」でなければなりません。

このため、安全性を確認するため水質検査は、正確かつ適正さが求められています。

水質検査計画では、水質検査の適正さや正確さを得るため、水道水源の種類や地域性などを踏まえ、採水場所、検査項目及び検査頻度などを定めています。

水道法施行規則により、今別町では毎年事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、情報提供しています。

これに基づき、令和7年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

水質検査計画の概要

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水場所について
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の自己／委託の区分
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性の保証について
11. 関係者との連携について

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水道における指標菌及びクリプトスパリジウム等の検査方法により指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）、並びに水道水等の放射能測定マニュアルによる放射性セシウムとします。
- (3) 検査頻度（別紙1）
- ・給水栓（蛇口）では、水道法に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）については1日1回行います。
 - ・一般細菌、有機物・味・臭気及び濁度等の検査（水道法施行規則第15条第1項第2号）については月1回行います。
 - ・水道法に基づく水質基準項目（51項目）について、年4回実施します。
- また、水源の指標菌については年3回の検査頻度とし、嫌気性芽胞菌等については年1回の検査頻度とします。
- (4) この計画の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、計画の内容は毎年見直すこととします。

2. 水道事業の概要

| | | |
|-------------|--|----------------------|
| 浄水場名 | 今別浄水場（簡水） | |
| 所在地 | 今別字中沢 275-476 | |
| 水源の種類 | 深井戸（地下水） | |
| 施設計画 | 計画給水人口 | 2,960人 |
| | 計画一日最大取水量 | 1,335 m ³ |
| | 計画一日最大給水量 | 1,335 m ³ |
| 配水 | 実績一日最大給水量 | 1,444 m ³ |
| | 一日平均給水量 | 1,286 m ³ |
| 浄水処理方法 | — | |
| 給水地域 | 浜名・今別・大川平・鍋田・関口・村元・山崎・大泊・裊月・砂ヶ森・奥平部・深沢・二股・母沢 | |
| 消毒剤 | ○次亜塩素酸ナトリウム | |
| 令和7年3月給水世帯数 | 1,144世帯 | |

3. 水源状況並びに原水及び浄水の水質状況

町の水源は深井戸（地下水）で、おおむね良好な状態であり、浄水については水質基準を下回っており、安全で良質な水を配水していると言えます。

4. 採水場所について

町内の水質検査は毎月1回行われており、採水場所は下記のとおりです。

浄水水質検査箇所

○今別区域採水場所：山崎地区・鍋田地区・浜名地区・母沢地区・
深沢地区・大泊地区・砂ヶ森地区

原水水質検査箇所

○今別給水栓水源地（取水井No.1、No.2）

5. 検査頻度及び水質検査項目

検査頻度及び検査項目については別紙1、別紙2のとおりです。

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準項目に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示261号及び第318号）により行います。

指標菌については、水道におけるクリプトスパリジウム等及び指標菌の検査方法（平成19年厚生労働省健康局水道課長通知健水発第0330006号）により行います。

有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）については、通知法（水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理における留意事項（平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省課長通知））による。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化時及び、異常があったとき。
- ② 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ③ 浄水過程に異常があったとき。
- ④ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑤ その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の自己／委託の区分

水質検査の方法について、採水は担当職員にて行い、集配及び検査について検査機関に委託します。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は町民に対して年度初めに公表し、内容についての意見を参考にしながら、計画書を作成します。

公表の方法は、役場ホームページへ掲載します。

また、検査結果については別紙③のとおりです。今後も毎年公表します。

10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、検査項目について検査機関と連携しながら、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

11. 関係者との連携について

水源周辺で水質事故が発生した場合は、県水道担当課や関係機関と情報交換を図りながら、原因調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。